

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝来市長 藤 岡 勇

| | | |
|-------------------|-----------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 朝来市 (282251) | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 朝来市山東町粟鹿地域 (早田区) | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年10月26日 (第4回) | |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者不在の農地が多くなり、新たに農地の受け手の確保が必要である。
- ・当区では、3名が水稻をしているが、農業者の高齢化が進んでいる。
- ・農業の活性化を図るために新たな作物の導入への取組みが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

市内の認定農業者等の農地管理等を受入れ、さらに農業の担い手を募り、地域全体で利用する仕組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 10.36 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 6.69 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当該区が農地管理している農地の範囲を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 担い手(認定農業者等)を中心に集積、集約を進めていく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 離農などによる使用権の設定については、農地中間管理機構を活用(小作料の設定)は、所有者の意向を考慮する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 水田における高収益作物や畑作物の生産拡大のために、排水改良によるほ場の汎用化等の再整備することは、多様化に繋がるため必要である。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 当区は、認定農業者がいないため、他地区の農業者との意見交換等を行い、JA等との連携をしていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 高齢化が進んでいくため、JA等との連携を発展していく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鹿・イノシシなどの被害対策として侵入防止柵の設置や捕獲を検討していく。
- ⑦地区と担い手による農地の保全・管理等を行っていく。